

申告の時期です

～令和7年分（令和8年度）所得税と市・県民税に関するお知らせ～

市・県民税申告／税制改正に関して

☎ 市民税課… ☎ 055(237)5398

確定申告に関して

☎ 甲府税務署(丸の内1-1-18 甲府合同庁舎)…

☎ 055(254)6105(自動音声によるご案内)

◎市の申告書作成会場：2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、2月23日(月・祝)は除く)



◀詳しくはこちら

	期間	会場	受付時間
本会場	2月16日(月)～3月16日(月)	リッチダイヤモンド総合市民会館 1階格技場	午前8時30分～正午、午後1～4時
出張会場	2月19日(木)	宮本連絡所・昇仙峡ロープウェイ北部悠遊館	午前9時30分～正午
	2月20日(金)	上九一色出張所	
	2月25日(水)・26日(木)	中道公民館	午前8時30分～正午、午後1～3時 ※北公民館は、3月4日(水)のみ午後4時まで受付
	2月27日(金)	東公民館	
	3月4日(水)・5日(木)・6日(金)	北公民館	
	3月9日(月)・10日(火)	西公民館	

税務署からのお知らせ

◎甲府税務署の確定申告書作成会場開設期間（※申告書作成会場にて相談する場合は国税庁公式 LINE から△事前予約を）原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます

期間	会場	受付時間
2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、2月23日(月・祝)は除く) ※3月1日(日)は開場します	甲府合同庁舎 5階 (丸の内1-1-18)	【受付】午前8時30分～午後4時 【相談】午前9時～午後5時

- 混雑回避のために「入場整理券」を配付します。LINE で事前発行（詳細は左ページ下部）または当日に会場で配付を行います
- 当日入場整理券の配付が終了次第受付を締め切ります
- 開設期間中は、当日入場整理券を配付しますが、長時間お待ちいただく場合があります
- 確定申告期間中の甲府合同庁舎の駐車場は大変混雑します。公共交通機関などをご利用ください

【1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方】

- 完全予約制です。LINE による事前予約をお願いします
- 当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください



◎税理士による無料申告相談会（申込制）

①小規模納税者、年金受給者などのための申告相談

日程	会場
1月27日(火)	中央市立玉穂総合会館 2階多目的ホール
1月28日(水)	リッチダイヤモンド総合市民会館 3階大会議室
2月2日(月)	甲府市北公民館 3階大ホール
2月6日(金)	南アルプス市地域防災交流センター 2階多目的ホール

②年金受給者および給与所得者などのための申告相談

日程	会場
1月29日(木)・30日(金)	リッチダイヤモンド総合市民会館 3階大会議室

【相談時間】①②ともに午前10時～正午、午後1～4時

- 甲府税務署が納税地の方のみご利用いただけます
- 土地、建物および株式などの譲渡のある方は対象外です
- 申込はオンラインによる事前申込（詳細は左ページ下部）または当日、入場整理券の配付を行います(なくなり次第終了)

【税務署および各申告会場の持ち物】

- ①ご自身のスマートフォン
- ②e-Tax の利用者識別番号(半角数字 16 桁または ID・パスワード)をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かる書類(申告書の控えなど)
- ③源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ④マイナンバーカード
 - ▶発行時に設定した、利用者証明用電子証明書(数字 4 桁)および署名用電子証明書(英数字 6 文字以上 16 文字以下)のパスワードも必要です
 - ▶お持ちでない方は運転免許証などの身元確認書類および通知カードなどのマイナンバーが分かる書類をお持ちください



マイナンバーカードの電子証明有効期限切れにご注意を！！

有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続き等のご利用ができません。特に、確定申告の時期は、マイナンバーカードの更新窓口の混雑が予想されますので、お早めに更新手続きをお願いします。





詳しくはこちら▶

01

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入額が190万円以下の方の最低保証控除額が55万円から65万円に引き上げられます。なお、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

【控除額】

給与収入	給与所得控除の額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	変更なし
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円(上限)	

02

各種扶養控除等に係る要件の見直し

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の金額※)	
	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族 ひとり親が有する生計を一にする子	48万円	58万円
	(103万円以下)	(123万円以下)
勤労学生	75万円	85万円
	(130万円以下)	(150万円以下)

※ほかの所得がある場合はこの限りではありません。また、給与収入額は、源泉徴収税額、特別徴収税額、社会保険料などが差し引かれる前の額です。いわゆる手取り額ではありません

03

大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の内、合計所得金額が58万円(改正後の所得要件)を超え、扶養控除を適用できない者についても当該親族の合計所得金額に応じて段階的に控除を受けられるようになります。

【対象】以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者及び青色事業専従者等を除く)
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下)
- ・控除対象扶養親族に該当しない

【控除額】

子等の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除
58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

電子を活用して申告をスムーズに♪

Check!!

申告書の作成会場は、例年大変混雑します。電子による申告などをご活用いただくなど、ご協力をお願いします。

申告書の作成・送信は自宅からパソコン・スマホで!

自宅からできるe-Tax申告をご利用ください。ご相談はチャットボット(AIを活用した自動回答ウェブサービス)が便利です。



国税庁ホームページ▶

甲府税務署での申告などはLINEで予約ができます!

甲府税務署での申告などは「入場整理券」をLINEで事前発行または当日に会場で配付を行います。

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください▶



税理士による無料申告相談はLINEやWebから!

税理士による無料申告相談はLINEやWebでの事前予約(1月13日(火)から開始)または当日に会場で入場整理券を配付します。電話での申込は行っていません。



◀東京地方税理士会甲府支部
公式LINEアカウント

Web予約サイト▶



※サイトの操作方法に関する問合せは【050-1792-4600】
平日午前10時～正午、午後1～4時